

しょう かた す ちいき  
障がいのある方が住みなれた地域で  
く  
あんしんして暮らせるように・・・

だいせんしちいきせいかつしえんきよてんとうじぎょう あんない  
～大仙市地域生活支援拠点等事業のご案内～

だいせんしちいきじりつしえんきょうぎかい  
大仙市地域自立支援協議会

ちいきせいかつしえんきよてんとうすいしんいんかい  
地域生活支援拠点等推進委員会

# ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活支援拠点等とは

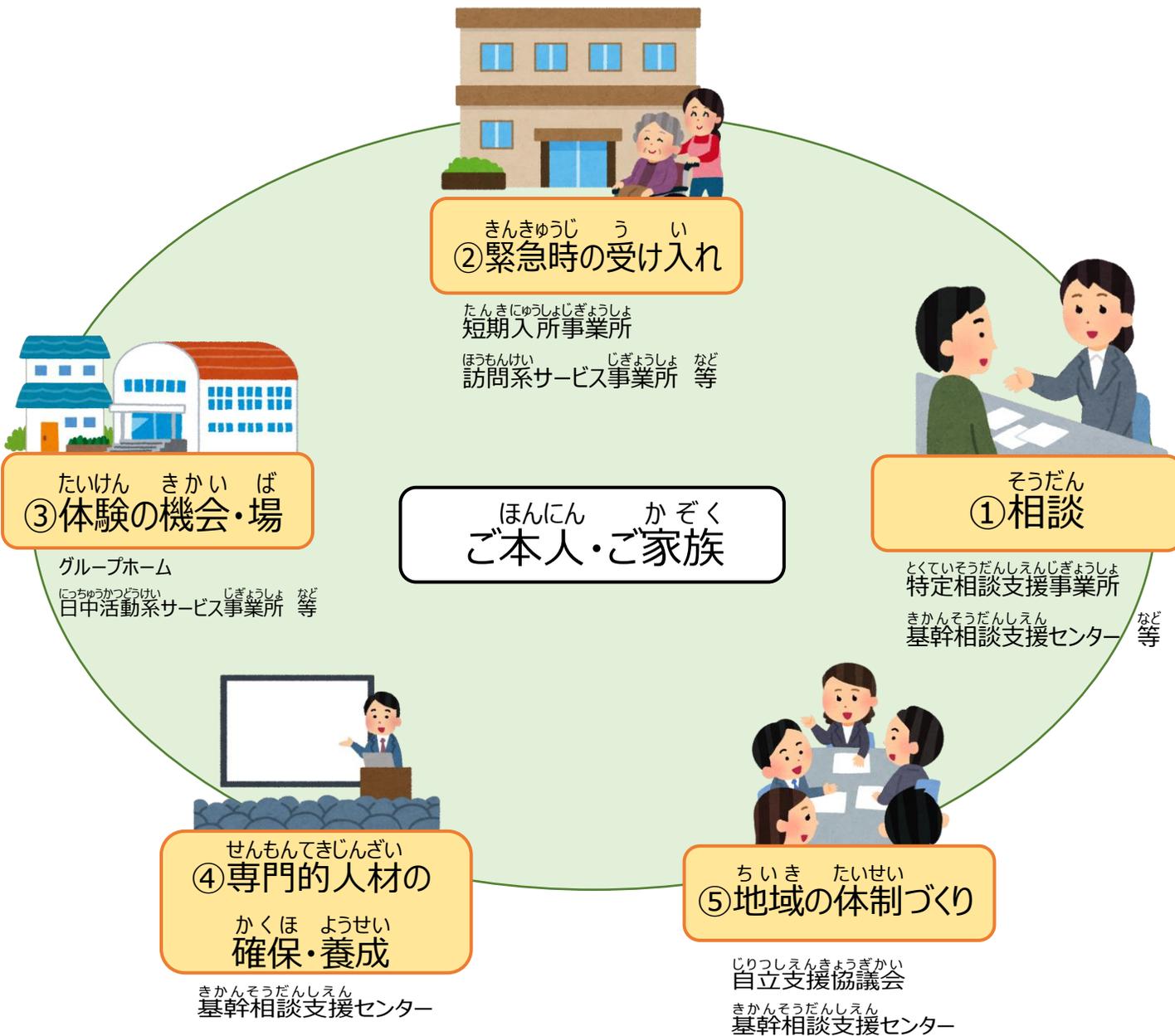
どんな人<sup>ひと</sup>も自分<sup>じぶん</sup>の住<sup>す</sup>みたい地域<sup>ちいき</sup>に  
暮<sup>く</sup>らし続<sup>つづ</sup>けていくためには

「何<sup>なに</sup>かあつた時<sup>とき</sup>」に相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>することが  
できる、支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>を受<sup>う</sup>けることができる  
ところがあるということが大<sup>だい</sup>事<sup>じ</sup>です。

「もしも」の備<sup>そな</sup>えをしておくことで、  
障<sup>しょう</sup>がいのある方<sup>かた</sup>やそのご家<sup>か</sup>族<sup>ぞく</sup>が安<sup>あん</sup>心<sup>しん</sup>  
して生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>を送<sup>おく</sup>ることができるように  
支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>していく・・・それが地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>  
支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>きよてんとう やくわり  
支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>拠<sup>きょ</sup>点<sup>てん</sup>等<sup>とう</sup>の役<sup>やく</sup>割<sup>わり</sup>です。



だいせんし ちいきせいかつしえんきよてんとう  
**大仙市における地域生活支援拠点等 (イメージ)**



だいせんし れいわ ねん めんてきせいび ちいきせいかつしえんきよてんとう きのう にな じぎょうしよ とうろく  
 大仙市では令和3年より【面的整備】として 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録を  
 かいし めんてきせいび ちいき ふくすう きかん ぶんたん きのう にな たいせい  
 開始しました。面的整備とは、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制 のことです。  
 きよてんとう きのう にな きかん だいせんし ちいき じりつ しえんきょうぎかい ちいきせいかつしえんきよてんとうすいしんいんかい  
 拠点等の機能を担う機関は、大仙 市地域自立支援協議会「地域生活支援拠点等推進委員会」  
 だいせんし ちいきせいかつしえんきよてんとう よ ていきてき きょうぎ おこ  
 にて、大仙市の地域生活支援拠点等をより良いものをするため、定期的に協議を行なっています。

だいせんしちいきじりつしえんきょうぎかい  
 ※大仙市地域自立支援協議会についてはこちらから→



# ちいきせいかつしえんきよてんとう きのう 地域生活支援拠点等の機能について

## ① 相談

しょう かた きんきゅう じたい ひつよう そうだん  
障がいのある方の緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談  
ほかひつよう しえん おこ  
その他必要な支援を行ないます。

## ② 緊急時の受け入れ・対応

かぞく かいごしゃ きゅうびょう しょう かた じょうたい かんきょうへんかとう  
家族など介護者の急病や障がいのある方の状態・環境変化等の  
きんきゅうじ う い いりょうきかん れんらくとう ひつよう たいおう おこ  
緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行ないます。

## ③ 体験の機会・場

せいしんかびょういん ちょうきにゅういん かた にゅうしょせつ じぶん のぞ ぼしょ  
精神科病院に長期入院している方や、入所施設から自分の望む場所  
せいかつ きぼう かた ほごしゃ じりつ あ たいけん きかい ば  
で生活を希望する方や保護者などからの自立に当たって、体験の機会・場  
ていきょう  
を提供します。

## ④ 専門的人材の確保・養成

いりょうき ひつよう かた こうどうしょう かた こうれいか ともな しょう  
医療的ケアが必要な方や行動障がいのある方、高齢化に伴い障がい  
おも かた たい せんもんてき たいおう おこ こと たいせい かくほ  
が重くなった方に対して、専門的な対応を行なう事ができる体制の確保  
せんもんてき たいおう じんざい ようせい おこ  
や、専門的な対応ができる人材の養成を行ないます。

## ⑤ 地域の体制づくり

ちいき さまざま たいおう たいせい かくほ ちいき しゃかい  
地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会  
しげん れんけいたいせい こうちくとう おこ  
資源の連携体制の構築等を行ないます。

ちいきせいかつしえんきよてんとう とうろく しょう ふくし じぎょうしょ  
地域生活支援拠点等に登録している障がい福祉サービス事業所に

ついてはこちらから（移動先の下の方にあります） →



# ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活支援拠点等コーディネーターについて

だいせんし だいせんしきかんそうだんしえん し いたく う  
大仙市では「大仙市基幹相談支援センター かのん」が市より委託を受け、  
ちいきせいかつしえんきよてんとう ぎょうむ おこ  
地域生活支援拠点等コーディネーターの業務を行なっています。

ぎょうむ い か とお  
コーディネーターの業務は以下の通りです。

## ①相談対応

ちいきせいかつしえんきよてんとう じぎょう はなし き せいど せつめい  
地域生活支援拠点等の事業について、話を聞いてみたい、制度の説明を  
う ちいきせいかつしえんきよてんとう そうだん たいおう  
受けたいなど、地域生活支援拠点等の相談に対応します。

## ②緊急時対応

しょう かた かいご う きんきゅう じたい はっせい とき  
障がいのある方が介護を受けることができない緊急の事態が発生した時に  
たんきにゅうしよ しょう ふくし ちょうせい おこ  
短期入所やヘルパーなど障がい福祉サービスの調整を行ないます。なお、  
きんきゅうじたいおう たんとう そうだんしえんせんもんいん ばあい たんとう そうだん  
緊急時対応については、担当の相談支援専門員がいる場合は、担当の相談  
しえんせんもんいん たいおう  
支援専門員が対応します。

しょうだんしえんせんもんいん たいおう ばあい たいおう  
※相談支援専門員が対応できない場合はコーディネーターが対応します。

## ③地域体制の整備

さまざま しょう かた たいおう ちいき う い たいせい せいび  
様々な障がいのある方やニーズに対応できる地域の受け入れ体制の整備を  
おこ だいせんしちいきじりつしえんきょうぎかい きょうぎ おこ れんけいたいせい つく  
行ないます。大仙市地域自立支援協議会で協議を行ない、連携体制を作  
っていきます。

## ④人材育成

とくべつ しえん ひつよう しょう かた とくべつ いりよう ひつよう かた  
特別な支援を必要とする障がいのある方（特別な医療を必要とする方  
つよ こうどうしょう かた せんもんてき たいおう たいせい  
強い行動障がいのある方など）に専門的な対応をすることができる体制や  
じんざい ようせい おこ  
人材の養成を行ないます。

きかんそうだんしえん ぎょうむ  
※④は基幹相談支援センターとしての業務です

ちいきせいかつしえんきよてんとう れんらくさき  
【地域生活支援拠点等コーディネーター連絡先】

だいせんしきかんそうだんしえん ちいき かのん なか  
大仙市基幹相談支援センターかのん（地域サポートセンター川音の中にあります）

TEL : 0187-65-2003

けいたい やかん きゅうじつ れんらくさき  
携帯 : 080-8208-3984（夜間・休日の連絡先）

# きんきゅうじたいおう 緊急時対応について

きんきゅうじ とき  
緊急時ってどんな時？

- かいご かた にゅういん ほんにん かいご おこ  
・介護する方が入院のために本人の介護を行えなくなった
- かいご かた つや そうぎ しゅつせき  
・介護する方が通夜や葬儀に出席しなくてはいけなくなった
- かいご かた しゅつさん こ かんご いちじてき かいご  
・介護する方が出産や子の看護により一時的に介護できなくなった
- しょう かたほんにん たいちよう へんか したく せいかつ むずか  
・障がいのある方本人の体調の変化により自宅での生活が難しくなった
- しょう かたほんにん ぎゃくたい おそ  
・障がいのある方本人への虐待の恐れがある
- ほか だいせんし ひつよう みと ばあい  
・その他、大仙市が必要と認めた場合

さいがいじ だいせんしちいきぼうさいけいかく もと たいおう  
※災害時は「大仙市地域防災計画」に基づいた対応をします。

だいせんしちいきぼうさいけいかく みぎ かくにん  
(大仙市地域防災計画は右の QR コードからご確認ください。)



だいせんし  
大仙市ホームページ  
だいせんしちいきぼうさいけいかく  
「大仙市地域防災計画」へ



ふくし きんきゅうじたいおう  
福祉サービスによる緊急時対応

たんきにゅうしょ  
短期入所

りよう  
の利用

ヘルパー

りよう  
の利用



しょう かた く ちいき  
障がいのある方が暮らしたい地域で

く つづ しえん おこ  
暮らし続けていくための支援を行ないます

# きんきゅうじたいおう なが 緊急時対応の流れ

きんきゅうじたい  
緊急事態  
はっせい  
の発生！



※ 家族は利用者  
または家族が行なうもの

しょう ぶくし りよう かた  
障がい福祉サービス利用ありの方  
たんとう そうだんしえんせんもんいん かた  
(担当の相談支援専門員がいる方)

しょう ぶくし りよう かた  
障がい福祉サービス利用なしの方

たんとう そうだんしえんせんもんいん れんらく  
担当の相談支援専門員に連絡

【相談支援専門員】

たんきにゆうしょ  
短期入所やヘルパーなど

しょう ぶくし りよう ちやうせい  
障がい福祉サービス利用の調整

りよう  
利用できる

りよう  
できない

きよてんとう  
拠点等コーディネーターと連携し、

しょう ぶくし りよう  
障がい福祉サービス利用の  
さいちやうせい  
再調整

※ きよてんとうじぎょうしょ とうろく  
※ 拠点等事業所として登録

じぎょうしょ ゆうせんてき  
されている事業所に優先的に  
きやうりよくいらい  
協力依頼

しょう ぶくし りよう  
障がい福祉サービスの利用

きよてんとう れんらく  
拠点等コーディネーターに連絡

【拠点等コーディネーター】

たんきにゆうしょ  
短期入所やヘルパーなど

しょう ぶくし りようちやうせい  
障がい福祉サービスの利用調整

※ きよてんとうじぎょうしょ とうろく  
※ 拠点等事業所として登録されている

じぎょうしょ ゆうせんてき きやうりよくいらい  
事業所に優先的に協力依頼

うけいれ じぎょうしょ けつてい  
受け入れ事業所の決定

※ だいせんししゃかいぶくしか しょう ぶくし  
※ 大仙市社会福祉課へ障がい福祉  
サービスを利用する旨を連絡

しょう ぶくし サービス しょう しえんくぶん しんせい  
・障がい福祉サービス、障がい支援区分の申請

そくだんしえんじぎょうしょ せんてい  
・相談支援事業所の選定

※ きんきゅうど りようかいじど か  
※ 緊急度によっては利用開始後でも可

しょう ぶくし りよう  
障がい福祉サービスの利用

りようご かんけいしゃ  
サービス利用後は関係者で  
ふ かわ たんとうしゃかいぎ じっし  
振り返りの担当者会議を実施



# ちいきせいかつしえんきよてんとう りょうれい 地域生活支援拠点等の利用例

## ●利用例その1 (障がい福祉サービス利用ありの方)

さいだんせい ちてきしょう さい はは ふたりぐ ふだん はは ほんにん めんどう  
52歳男性 (知的障がい)、80歳の母と二人暮らし。普段は母が本人の面倒を  
み はは たいちょう わる きゅう いっしゅうかん にゆういん ほんにん めんどう  
見ている。母の体調が悪く、急に1週間ほど入院することになった。本人の面倒を  
み しんぞく ちか ちいきせいかつしえんきよてんとう きんきゅうう い  
見てくれる親族は近くにいなかったため、地域生活支援拠点等の緊急受け入れを  
りょう ふだん たんきにゆうしょ りょう たんとう そうだんしえん  
利用。普段は短期入所 (ショートステイ) を利用していなかったが、担当の相談支援  
せんもんいん たんきにゆうしょ りょうちようせい おこ はは あいだ せいかつ あんぜん す  
専門員が短期入所の利用調整を行ない、母のいない間の生活を安全に過ごすこと  
ができた。



## ●利用例その2 (障がい福祉サービス利用なしの方)

さいじよせい せいしんしょう だい りょうしん にんぐ えんぼう  
28歳女性 (精神障がい)、50代の両親と3人暮らし。遠方  
す ちち しんぞく ふこう りょうしん つや そうぎ さんか  
に住む父の親族に不幸があり、両親が通夜と葬儀に参加しなくて  
はいけなくなった。本人は精神的な不調のため連れていくことができ  
ない状態。普段から福祉サービスは利用しておらず、担当の相談  
しえんせんもんいん りょうしん ちいきせいかつしえんきよてん  
支援専門員もいなかった。そのため、両親が地域生活支援拠点  
とう れんらく きんきゅう たんきにゆうしょりょう ちようせい  
等コーディネーターに連絡し、緊急の短期入所利用の調整をして  
もらい安心して過ごすことができた。



りょうれい  
※利用例は  
じっさい じれい  
実際の事例ではありません

ちいきせいかつしえんきよてんとう りょう かた じぜんとうろく ねが  
地域生活支援拠点等を利用したい方は事前登録をお願いします

きんきゅうじ しょう かた と のこ かいご つづ  
緊急時に障がいのある方が取り残される、または介護を続けることができなくなる  
リスクが高い世帯の皆様には事前の登録申請をお願いします。

とうろくかのう かた  
【登録可能な方】

れい  
(例)

ひとりぐ しょう かた  
・一人暮らしをしている障がいのある方

きんきゅうじ かぞく など しえん う むずか おも しょう  
・緊急時にご家族等からの支援を受けることが難しくなると思われる障がいの  
ある方

ほか きよてんとう だいせんしやくしよしゃかいふくしか ひつよう みと かた  
・その他、拠点等コーディネーターと大仙市役所社会福祉課で必要と認めた方

しんせい だいせんしやくしよしゃかいふくしか もよ だいせんしやくしよ しよ  
申請は、大仙市役所社会福祉課、または最寄りの大仙市役所の支所でも  
しんせいかのう  
申請可能です。

たんとう そうだん しえん せんもんいん ちいき せいかつしえん きよてん とう  
(担当相談支援専門員や地域生活支援拠点等コーディネーターによる  
しんせいだいこう  
申請代行もできます)

じぜんとうろく きんきゅうじ しえん おこ かのう  
事前登録することで、緊急時の支援をよりスムーズに行なうことが可能と  
なります。

くわ たんとう そうだんしえんせんもんいん かくにん  
詳しくは、担当の相談支援専門員にご確認いただくか、

だいせんしやくしよしゃかいふくしか ちいき せいかつしえん きよてん とう  
大仙市役所社会福祉課、または地域生活支援拠点等コーディネーターに  
と あ  
お問い合わせください。



そうだんさき と あ さき  
相談先・問い合わせ先

だいせんしきかんそうだんしえん  
●大仙市基幹相談支援センター かのん

ちいきせいかつしえんきよてんとう れんらくさき  
(地域生活支援拠点等コーディネーター連絡先)

TEL: 0187-65-2003

へいじつ  
平日 8:30 ~ 17:30

ちいき かのん なか  
※地域サポートセンター川音の中にあります

やかん きゅうじつ れんらくさき  
《夜間・休日の連絡先》

けいたい  
携帯: 080-8208-3984

だいせんしやくしよしゃかいふくしかしやう しゃしえんはん  
●大仙市役所社会福祉課障がい者支援班

TEL: 0187-63-1111

へいじつ  
平日 8:30 ~ 17:15